



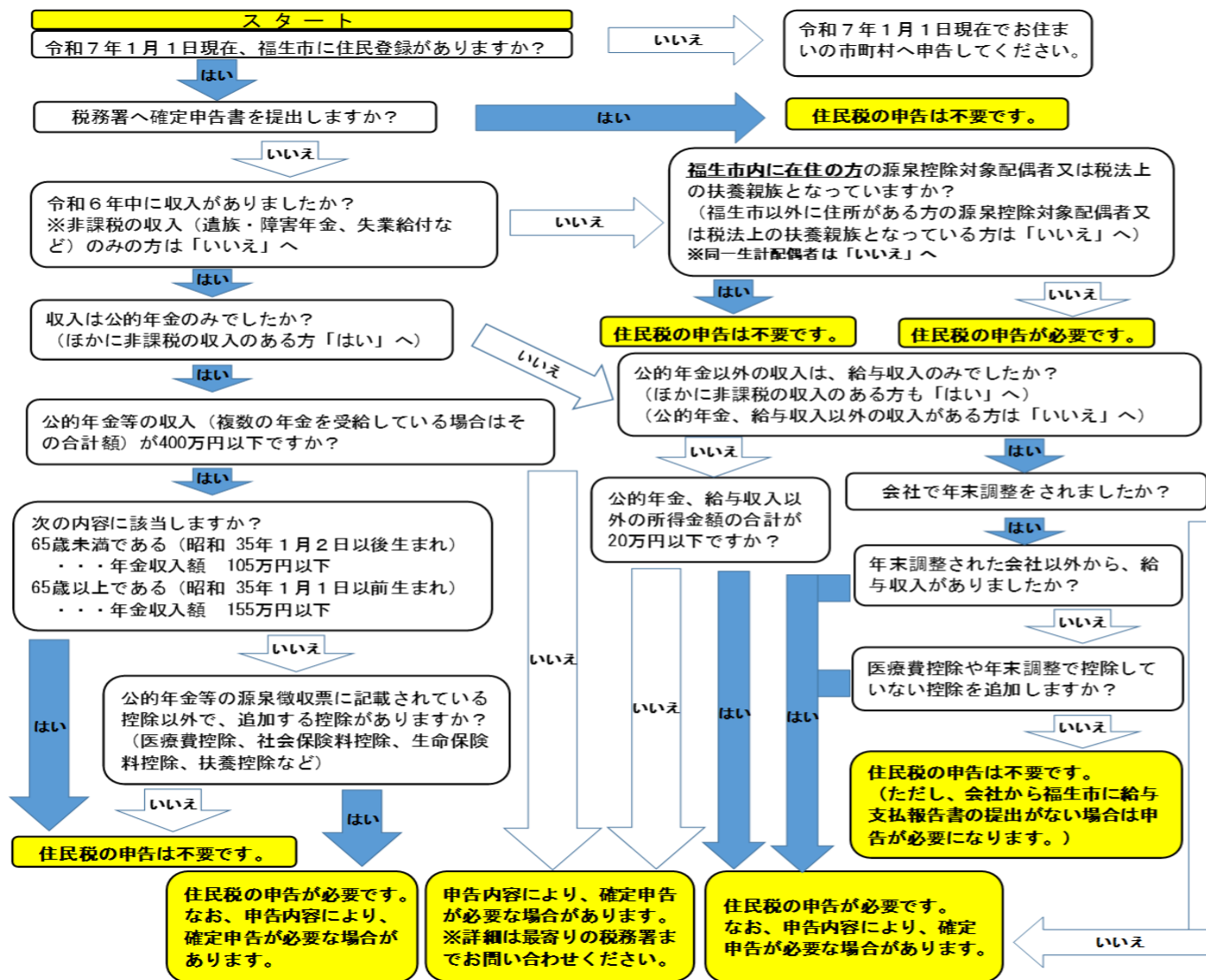
令和7年度住民税(市・都民税)の申告について



令和7年度住民税は、令和7年1月1日現在の住所地において、令和6年中(令和6年1月1日～12月31日)の所得を申告していただき、それに基づいて課税されるものです。
必ず期限内(3月17日まで)に申告(郵送も可)してください。

■住民税申告書は、前年度に住民税の申告をされた方に送付しています。

今回申告書がお手元に届いた方は原則申告が必要となりますが、不要の方もいらっしゃいます。申告の要否については、下記のフローチャートを御確認ください。



●申告の際に持参していただくもの

- ◆令和7年度住民税(市・都民税)申告書(同封のもの)
- ◆窓口に来る方の身分確認書類(運転免許証、マイナンバーカード、パスポート、在留カード、障害者手帳等)
- ◆代理申告の場合は委任状等
- ◆令和6年中の収入を証明するもの(給与・公的年金等の収入がある方は全ての源泉徴収票を持参してください。)
- ◆控除に必要な生命保険、地震保険及び社会保険の控除証明書、医療費控除の明細書等(該当がある方のみ)
※医療費控除については、「医療費控除の明細書」の添付が必要です。従来の医療費の領収書では受付いたしませんのでご注意ください。裏面に「医療費控除の明細書」がありますので、該当がある方は御利用ください。
- ◆障害者控除を受ける場合は、障害者手帳、愛の手帳、戦傷病者手帳、障害者控除証明書等
- ◆配偶者特別控除を受ける方は、配偶者の令和6年中の所得を証明するもの

●住民税の申告内容を基礎資料とするもの

- ◆児童手当
- ◆国民年金の免除
- ◆保育料の算定
- ◆国民健康保険税及び後期高齢者医療保険料の算定
- ◆高齢者の医療費の自己負担割合の判定
- ◆介護保険料の算定 など

※申告をしなかった場合や申告期限を過ぎて申告をした場合、各種手続きに時間がかかるなど不都合が生じることがありますので、必ず期限内に申告してください。

※申告をしなかった場合は、地方税法第317条の5及び福生市税賦課徴収条例第35条の4の規定により御本人に不利益が生じることがあります。

●住民税の申告について

申告方法はHPにも記載あります。
福生市公式ホームページ
<https://www.city.fussa.tokyo.jp/life/procedure/tax/1013838.html>

●外国の方の住民税について

やさしい日本語で説明しています。
福生市公式ホームページ
<https://www.city.fussa.tokyo.jp/life/procedure/tax/1001823.html>

●住民税の申告受付について

◆場所：福生市役所1階 課税課(4番窓口)

◆期間：令和7年2月3日(月)から3月17日(月) ※庁舎開庁日時に準ずる

●よくある質問

- Q1 収入がなく、預貯金で生活していました。申告する必要がありますか？
A1 収入がない場合でも、収入がなかったという申告が必要となります。ただし、市内に在住する親族が税法上の扶養として申告している場合は不要です。
※単身赴任等、扶養をする親族が別自治体にお住まいの場合は御自身での申告が必要です。
- Q2 アルバイトやパートでの収入がありましたが、給与所得の源泉徴収票を紛失しました。もしくは、会社から源泉徴収票がもらえませんでした。申告はできますか？
A2 給与所得の方は原則、給与所得の源泉徴収票がないと申告できません。給与支払者に発行(再発行)を請求してください。
- Q3 公的年金等の源泉徴収票がありません。年金の改定通知書や振込通知書でも申告できますか？
A3 改定通知書や振込通知書では申告できません。年金支払者に発行(再発行)を請求してください。
- Q4 毎年状況は変わらないので扶養親族や各種控除の申告はしなくてもいいですか？
A4 申告をいただかない限り市で控除の追加をすることはできません。控除を追加する場合は必ず申告をお願いします。申告の必要がない方でも課税証明書に記載を希望する項目(寡婦・ひとり親や扶養親族の人数等)がある場合は申告をしてください。
- Q5 医療費控除について、医療費の領収書を持参すれば申告できますか？
A5 領収書を持参していただいても申告はできません。別途「医療費の明細書」の添付が必要です。
- Q6 シルバー人材センターで得た報酬(配分金)は収入に入りますか？
また、生命保険の満期返戻金がありましたが、収入に入りますか？
A6 シルバー人材センターでの報酬(配分金)は雑所得という収入になります。配分金支払証明書を持参してください。また生命保険の満期返戻金は収入に入りますが、契約者や受取人により税務署での申告が必要な場合がありますので、お近くの税務署にお問合せください。
- Q7 個人年金は申告が必要ですか？
A7 要不要の判定を行うために支払証明を確認しますので、お手元にご用意の上お問い合わせください。

